

負担限度額認定申請の手続きについて

負担限度額認定（更新）申請のお手続きは、以下のものをご用意の上、お手続きください。
認定結果が届きましたら内容をご確認いただき、サービス提供事業者に認定証を提示してください。

必要なもの	①『介護保険負担限度額認定申請書』※
	②『同意書』※
	③ ご本人及び配偶者名義でお持ちの、全ての「通帳」や「証券会社の口座残高」の写し（生活保護受給者は添付不要です。） ・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかるページ ・普通預金の直近2か月以内に記帳した最終残高が確認できるページ 注）年金振込口座は、直近の年金振込が確認できるページが必要です。 ・定期預金等のページ 注）利用がなくても白紙の1ページ目が必要です。
	④ご本人及び配偶者の個人番号（マイナンバー）が確認できるものの写し 注）確認できるものがない場合は、市で確認します。
	⑤申請する方の本人確認書類（運転免許証等）の写し 注）成年後見人等による申請の場合は、登記事項証明書の写しも添付してください。

【窓口で申請する場合】受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

・高齢福祉課 ・豊浦支所 ・紫雲寺支所 ・加治川支所

【郵送で申請する場合】郵便料金は、申請者負担となりますのでご了承ください。

〒957-8686

新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市役所 高齢福祉課 介護保険係

対象外になった方でも、資産の減少などにより認定要件を満たすこととなった場合は、認定要件を満たした時点で申請することで、申請月の1日から対象となります。

認定要件と負担限度額は、裏面をご覧ください。

認 定 要 件

利用者 負担段階	対 象 者 ※1	資産の状況 ※2
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の方 	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方 	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額の合計が120万円以上の方 	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

※1 世帯の中に市民税の申告をしていない方がいると、収入の状況がわからないため認定ができません。収入が全く無い方でも市民税の申告を行った上で申請してください。

※2 第2号被保険者の方の資産状況は、各利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。

1日あたりの負担限度額

利用者 負担段階	居住費（滞在費）の負担限度額				食 費 の 負担限度額 ※2
	ユニット型 個 室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 ※1	多 床 室	
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 (600円)
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 (1,000円)
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 (1,300円)

※1 介護老人福祉施設に入所した場合又は短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

※2 短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

【お問い合わせ先】

新発田市 高齢福祉課 介護保険係 ☎0254-28-9201